

## 日本医療安全推進学会による学会認定の「看護安全高度専門家」資格制度について

本資格は看護安全管理業務を含みます。

**(概要)** 下記の全科目を受講し、当該認定試験に合格した日本医療安全推進学会の会員へ認定証を交付する。本制度は2018年4月より実施する。

**(目的)** 看護安全に特化した高度な資格制度によって看護安全高度専門家を育成し、医療安全文化をより高度にする。

**(対象者)** 臨床現場経験年数が5年以上有する全国の看護師で、かつ日本医療安全推進学会の会員。

**(受講科目)** すべて必須科目。科目履修は順不同で構わない。

(科目名)	(授業形式)	(実施日数)	認定試験の有無	備考
医療安全概論	講義	連続する2日間	無	
医療安全基礎講座	講義	連続する3日間	無	
看護安全推進研修会	講義	1日	無	
医療安全倫理・モラル研修会	講義	1日	無	
臨床安全コミュニケーター(基礎編)	講義/実習	連続する2日間	有	
臨床安全コミュニケーター (クライシスコミュニケーション編)	講義/実習	連続する2日間	有	
医療安全のための相談・コンサルテーション 講習会	講義/実習	連続する2日間	有	
チーム医療安全研修会	講義/実習	連続する2日間	有	

- ・全科目を国際医療リスクマネジメント学会が主催し、日本医療安全推進学会は後援団体。
- ・学会認定の「看護安全高度専門家」資格を必要としない方は単一の科目を受講し、認定試験のある科目ではその受験ができる。

### (学会認定の「看護安全高度専門家」資格の取得要件)

- ・臨床現場経験年数が5年以上有することを証明する医療機関発行の文書を提出すること。
- ・資格申請者は日本医療安全推進学会の会員であること。
- ・すべての科目でそれぞれの認定試験を受験し、合格していること。
- ・学会認定の「看護安全高度専門家」資格制度の全科目を4年以内に取得していること。
- ・学会認定の「看護安全高度専門家」資格を希望する者は、すべての認定合格証をそろえて日本医療安全推進学会へ申請する。
- ・認定試験を行わない科目では、その受講終了証を以て認定合格書証の代わりとする。
- ・本資格申請時に申請費(1万円)を納付する。
- ・合格者へ資格認定書を発行します。

### (学会認定の「看護安全高度専門家」資格の再認定の取得要件)

- ・資格認定の有効期間は資格取得後の4年間とする。
- ・再認定を希望する場合は、過去4年間にわたる日本医療安全推進学会学術総会参加証の写しを提出し、かつ看護安全活動歴の概要レポートを提出する。
- ・再認定には、過去4年間日本医療安全推進学会の会員である必要がある。
- ・再認定の際には新たな科目を追加する場合がある。
- ・再認定時には申請費(1万円)を納付する。
- ・合格者へ資格認定書を発行します。

(学会認定の「看護安全高度専門家」資格の申請方法)

A) 申請に必要な資料書類(原本の場合はその写し)を用意する。

B) 申請費を下記口座へ振り込む。

銀行支店名： みずほ銀行 本郷支店 (075)  
                  ニホンイリョウアンゼンスイシニングカク  
口座名義： 日本医療安全推進学会  
番号： 普通 4203412

C) A)の資料と B)の振込控えを以下へ郵送する。

〒113-0033 東京都文京区本郷 4-7-12-102  
一般社団法人 医療安全推進機構内  
日本医療安全推進学会

以上